

## 総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項(具体事例)




### 具体事例について

総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項(以下「統一事項」という。)の「1. 提出が必要な資料と技術審査の対象」、「2. 入札の無効」、「3. 評価対象外とする事項」、「4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合」、「5. 追加資料の提出を求める場合」の具体事例について一例を掲載する。

### 1. 提出が必要な資料と技術審査の対象の具体事例

#### (1)、(3)提出が必要な資料と技術審査の対象

①提出が必要な資料と技術審査の対象は、以下のとおりである。

資料の種類	資料の説明	提出がない場合等の取扱い	備考
<技術資料>  (提出:必須) 【技術審査の対象】	入札公告「提出する書類」で指定した全ての資料	(1)「技術資料表紙」の提出がない等の場合、「入札の無効」 (2)下記の場合、該当箇所は評価しない ①「技術資料表紙」以外で提出がない技術資料がある ②評価基準と合致しない ③技術資料と添付資料の記載内容が異なる ④記載漏れ ⑤判読できない	(1)について 統一事項の2.(1)に該当  (2)について  ①統一事項の3.(1)に該当 ②統一事項の3.(3)に該当 ③統一事項の3.(6)に該当  ④統一事項の3.(7)に該当 ⑤統一事項の3.(8)に該当
<添付資料>  (提出:必須) 発注者が求めたもの 【技術審査の対象】	入札説明書又は技術資料で、評価対象の内容を確認するため発注者が求めた資料	下記の場合、該当箇所は評価しない ①提出がない ②評価基準と合致しない ③資料の不足等により評価基準との整合が確認できない ④発注者が求めた条件と異なる ⑤技術資料と添付資料の記載内容が異なる ⑥判読できない ⑦ファイル形式が異なる	①統一事項の3.(2)に該当 ②統一事項の3.(3)に該当 ③統一事項の3.(4)に該当  ④統一事項の3.(5)に該当  ⑤統一事項の3.(6)に該当  ⑥統一事項の3.(8)に該当 ⑦統一事項の3.(9)に該当
<参考資料>  (提出:協力) 【技術審査の対象外】	技術資料提出にあたり作成したエクセルファイル	提出がない場合、発注者から提出を依頼することがあるので、協力すること。	統一事項の1.(1)に該当

(2) 提出が不要な資料

①実績が無いなど加算対象外の技術資料は、提出しなくてよい。

(例：企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の技術資料）

(様式-5)  
評価項目(2)-③

企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)  
会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象となる年度・機関等:  
島根県内の公共工事において、平成17年度から平成26年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

表彰者の区分		表彰者の区分を選択
受賞年度		受賞年度に変更
工事名の区分		
工事名		

(1)表彰状等の写しを添付すること。発注者から表彰状等に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。  
(2)優良工事県事務所長表彰は、平成19年度以降のものとする。  
(3)表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1件を記載する。  
(4)「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載の工事名」のいずれかを選択する。  
(5)一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての記載とする。  
(6)上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料の提出は、不要

**【重要】**  
エクセルファイルのシートは、絶対に削除しないで下さい。

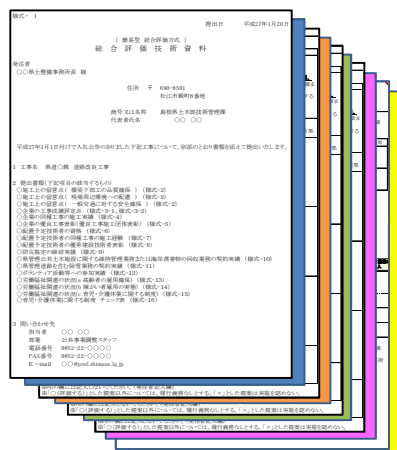
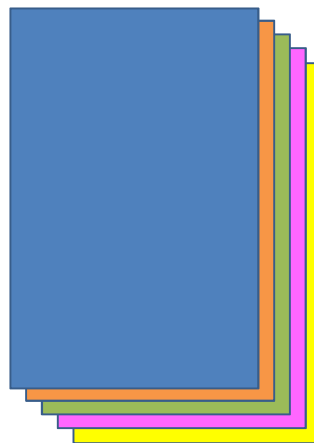
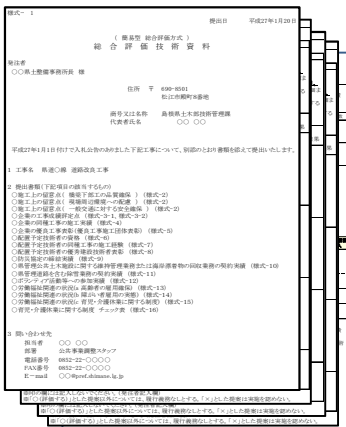
「対象なし」など記載不要

技術資料提出時のお願い

技術資料は、発注者が評価項目毎に審査しやすいよう、技術資料と添付資料をできる限り**1つのPDFファイルに統合**するとともに、各技術資料の後に関連する**添付資料を挿入**し提出するようお願いする。

技術資料

添付資料



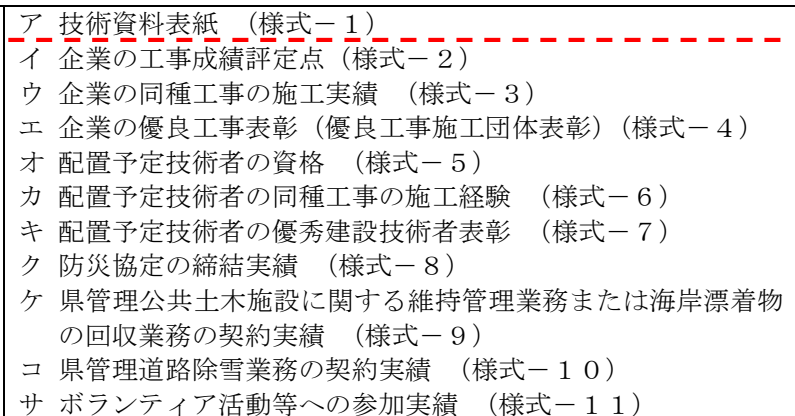


・1つのPDFファイルに統合  
・各技術資料の後に関連する添付資料を挿入


## 2. 入札の無効の具体事例

次に該当する場合、入札の無効とする。

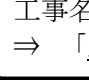
### (1) 技術資料表紙の提出がない等

- ① 入札公告「提出する書類」で指定した技術資料の「技術資料表紙」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の記載がないもの若しくは記載に誤りがあるもの、又は「技術資料表紙」が期日までに提出がない場合。


技術資料の内容	ア 技術資料表紙 (様式-1)				未提出 ⇒ 「 <u>入札の無効</u> 」
	イ 企業の工事成績評定点 (様式-2)				
	ウ 企業の同種工事の施工実績 (様式-3)				
	エ 企業の優良工事表彰 (優良工事施工団体表彰) (様式-4)				
	オ 配置予定技術者の資格 (様式-5)				
	カ 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-6)				
	キ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰 (様式-7)				
	ク 防災協定の締結実績 (様式-8)				
	ケ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績 (様式-9)				
	コ 県管理道路除雪業務の契約実績 (様式-10)				
	サ ボランティア活動等への参加実績 (様式-11)				



工事名が違う  
⇒ 「入札の無効」




「住所」、「商号又は名称」、「代表者名」が未記載又は記載の誤り (※)  
⇒ 「入札の無効」



(※) 以下の場合は、入札の無効としない

- ・「商号又は名称」欄で株式会社、有限会社などを略称で (株)、(有) と記載
- ・「商号又は名称」欄で支店名等を省略
- ・旧字体と新字体の違い



「技術資料表紙」が未提出  
⇒ 「入札の無効」

### (2) 虚偽の申請

- ① 添付資料を偽造し存在しない実績や他社の実績で申請したもの。

### (3) 他工事の内容で技術資料を提出

- ① 「技術資料表紙」の工事名欄に他工事名が記載されているもの。

### 3. 評価対象外とする事項の具体事例

次に該当する事項は、評価しない。

#### (1) 技術資料の提出がない(技術資料表紙以外)

- ①入札公告「提出する書類」に記載する**技術資料**のうち、「技術資料表紙」以外で**提出がない**ものがあつた場合、その該当箇所。

(例) 労働福祉関連の状況

<評価対象>

- a. 高齢者の雇用確保
- b. 障がい者雇用の実態
- c. 育児・介護休業に関する制度

<評価基準>

- ◆ a～c すべて該当する者は2点
- ◆ a～cのうち2つまたは1つ該当する者は1点
- ◆ いずれにも該当しない者は0点

<申請状況>

- a. 高齢者の雇用確保 : 提出あり
- b. 障がい者雇用の実態 : 提出あり
- c. 育児・介護休業に関する制度 : 未提出



<技術審査の対象>

a と b の申請内容について技術審査

#### (2) 添付資料の提出がない

- ①入札説明書又は技術資料で「〇〇を添付すること」と記載されているにもかかわらず資料の提出がない場合、その該当箇所。

(例) 企業の同種工事の施工実績

施工実績の表に記載した内容全てが確認できる資料を組み合わせ提出が必要

提出が必要な書類の一例

- ・ コリンズの登録内容確認書(竣工登録)の写し+工事成績評定通知書の写し
- ・ 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表+工事内訳表)+当初、変更を含む契約書全ての写し+竣工検査済証の写し+工事成績評定通知書の写し

※上記は、一例です。個別工事の同種工事の施工実績の内容により提出書類が異なる可能性がありますので、必ず個別工事毎に必要な書類を確認の上、提出して下さい。

(様式-4) 評価項目(2)-② 企業の同種工事の施工実績

会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象期間・対象期間等: 平成16年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事

同種工事の定義: (例) 杭基礎を有する高さ5m以上の橋脚下部工を含む完成及び引き渡し完了した工事

工事内容	施工実績①		施工実績②	
	A工事	B工事	B工事	B工事
工事名				
(コリンズ登録番号)	○○○○○○○○○01	○○○○○○○○○02		
発注機関名	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所		
施工場所	松江市〇〇町	松江市△△町		
積算金額(最終・税込)	84,000,000円	63,000,000円		
工期(始)	平成22年10月20日	平成22年22月1日		
工期(終)	平成23年3月29日	平成22年22月2日		
受注形態	単体	単体		
特殊(特定)A/Bの場合、出来比率	%	%		
以下、工事数量等を求める場合				
施工規模	H=6m	H=5m		
形式	鋼管杭 φ600mm	鋼管杭 φ600mm		
工事成績評定点	77点	80点		

(1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できる以下の表を参考に資料を提出して下さい。

B工事  
必要書類に**不足あり**  
⇒ 「**評価しない**」

A工事  
必要書類**全て添付**  
⇒ 「**評価する**」

- ① コリンズの「工事カルテ」もしくは「登録内容確認書」。(いずれも竣工登録に限る。)
- ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料①)+項目別評定点表(資料②)もしくは竣工検査済証の写し(資料③)を追加添付すること。
- ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
- ④ 項目別評定点表(島根県発注工事に限る。)
- ⑤ 竣工検査済証の写し。
- ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料④)も追加添付すること。)
- ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事内容)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料①)+項目別評定点表(資料②)もしくは竣工検査済証の写し(資料③)を追加添付すること。
- ⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑦で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)

②添付資料の兼用を認める場合

次に該当しそれぞれの評価基準や審査基準と整合が確認できる場合、添付資料の兼用を認める。

- ・「企業の同種工事の施工実績」と「配置技術者の同種工事の施工経験」について、**同じ工事で提出**。
- ・「競争参加資格の配置技術者資格確認資料」と「配置予定技術者の資格」の評価について、**資格条件が同じ**。ただし、兼用による提出は、発注者側の競争参加資格と技術資料の審査担当者は異なることから、資料の所在確認など審査に負担が発生するため**好ましくない**。

なお、添付資料を兼用する場合は、該当評価項目の技術資料の左上の余白に分かりやすく「**〇〇に資料添付のため、提出書類を省略する**」など記載するようお願いする。

③押印済資料で技術資料を提出する場合の取扱い（添付資料不要）

押印済資料は、発注者が添付資料の提出を不要と認めているので、**押印済資料に記載された内容で評価**する。

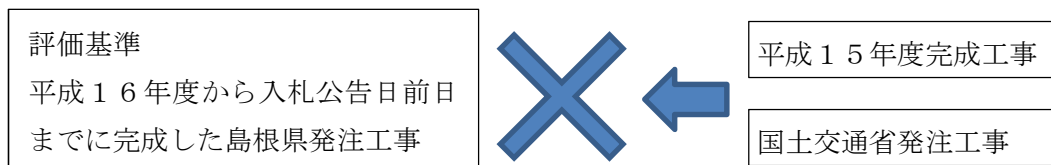
The image shows a portion of a bid form titled "企業の実績評価点" (Company Performance Evaluation Points). It includes a table for project details and a section for technical documents. Two callout boxes provide instructions:

- Callout 1:** "押印済資料 ⇒ 添付資料の提出不要" (Stamped documents ⇒ No need to submit attached documents).
- Callout 2:** "今後、〇〇事務所（局）が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の実績評価点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。" (From now on, for work issued by OO Office (Bureau), this copy will be treated as your company's technical documents for the performance evaluation points, and the submission of other attached documents is unnecessary.)

A red circle with the characters "収受" (Received) is stamped on the form.

(3) 技術資料及び添付資料が評価基準と合致しない(事例)

①**企業の同種工事の施工実績**の評価基準が、「平成16年度から入札公告日前日までに完成した**島根県発注工事**」の場合で、**平成15年度**に完成した工事の施工実績や**国土交通省が発注した工事**の実績で申請があったときは、その該当箇所。



※「企業の同種工事の施工実績」や「配置予定技術者の同種工事の施工経験」の評価基準は、入札案件毎に異なるので、その都度入札説明書で内容の確認が必要

- ②企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の評価基準が、「島根県内の公共工事において、○年度から○年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）」の場合で、下請企業表彰の実績で申請があったときは、その該当箇所。



- ③労働福祉関連（高年齢者の雇用確保、育児・介護休業に関する制度）の評価基準で求める内容が、就業規則の文面で明確に読み取れない場合、その該当箇所。

（例）高年齢者の雇用確保

評価基準 ・定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている ・ <u>満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある</u> ・定年の定めがない
--

就業規則  （定年、退職及び解雇） 第○条 労働者の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。 2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者については、 <u>満65歳までこれを継続雇用</u> する。
--

いつ時点まで実際に雇用するか不明確である  
満65歳の誕生日前日（法定どおりで評価対象外） or  
満65歳に達した日の属する月の末日等（法定を超える取り組みで評価対象）



(4) 添付資料の不足又は原本を必要以上に抜粋し提出し評価基準との整合が確認できない

- ① 企業の同種工事の施工実績で実績を確認する資料として発注者の証明書が添付されていたが、**証明事項に不足**があり評価基準との整合が確認できない場合、その該当箇所。

施工実績証明書

平成〇年〇月〇日

〇〇県土整備事務所長様

(申請者) 〇〇会社  
代表取締役 〇〇

.....

工事内容：橋梁下部工 2基  
深礎杭 L=10m

上記のとおり相異なることを証明する。

平成〇年〇月〇日  
(証明者)  
〇〇県土整備事務所長

評価基準（同種工事）

杭基礎を有する直高5m以上の橋梁下部工

直高5m以上が  
確認できない  
⇒ 「評価しない」

×

- ② 企業の同種工事の施工実績で、コリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」のみでは同種工事の施工実績が確認できない部分が合ったため、見積参考資料（工事内訳表）が追加で添付されていたが、**当該工種が記載されたページのみが添付**されており、申請工事の最終の工事内訳表であるか判断できない場合、その該当箇所。

※**見積参考資料**で提出する場合、**全てのページ**（表紙の総括情報表から工事内訳表の工事費計が記載されたページまで）の添付が必要。また、当初、変更を含む契約書全ての写しと竣工検査済証（もしくは項目別評定点表）の写しの提出があり、最終の見積参考資料であることが確認できなければその該当箇所は評価しない。

< 見積参考資料（工事内訳表）の当該工種が記載されたページのみ添付 >

建設工事種目	取	算	受	入	算	入	算	受	入
橋梁下部工 （L型引掛け杭） 積出のL型引掛け杭基礎 舗装工	〇〇		㎡						
L型引掛け杭基礎 積出									
橋梁下部工 （L型引掛け杭） 積出のL型引掛け杭基礎 舗装工	〇〇		㎡						
増設L工									
増設L工 舗装工 舗装工	〇〇		㎡						
増設L工 舗装工 舗装工	〇〇		㎡						
1号渠路上部工									
渠路上部工									
渠路上部工									
渠路上部工	1,000		㎡						

評価基準（同種工事）

補強土壁工 500m<sup>2</sup>以上

1000m<sup>2</sup>の実績は、確認  
できるが、申請工事の実  
績が不明確

➡
評価しない
×

<適切な提出方法>

工事名等の総括情報が確認可能

表紙を含め全て添付

最終ページ（工事費計が記載）まで添付

対象箇所を枠線で囲うなど分かりやすく！

<最終の見積参考資料であることの確認>

見積参考資料（総括情報表と工事内訳表）のみでは、実際の設計変更回数を確認できないため、最終の見積参考資料であるか判断できない。そのため、竣工検査済証（もしくは項目別評定点表）の写しと当初、変更を含む契約書全ての写しにより設計変更回数を確認する。

【見積参考資料（総括情報表と工事内訳表）】

工事名と設計変更回数を確認

「変更回数」欄：「2」

変更設計回数を確認したい

【竣工検査済証】

最終契約金額 48,300 千円

工期 H24.5.1 ~ H25.1.30

工期と最終契約金額を照合

⇒ 契約変更回数を確認

【契約書】

当初契約 42,000 千円 工期 H24.5.1 ~ H24.9.30

第1回変更契約 増額変更 4,200 千円 工期 H24.5.1 ~ H24.11.30

第2回変更契約 工期のみ変更 工期 H24.5.1 ~ H25.12.20

第3回変更契約 増額変更 2,100 千円 工期 H24.5.1 ~ H25.1.30

契約変更回数：3回

最終契約金額：42,000+4,200+2,100=48,300 千円



(5) 添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる

- ① 企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写しの添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、当初の「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写しが添付されていた場合、その該当箇所。
- ② 企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの①「工事カルテ」又は②「登録内容確認書」の写しの添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、コリンズ・テクリスのシステムにおける工事実績データ確認表示画面を印刷したものなど発注者が指定した上記①、②以外の資料が添付されていた場合、その該当箇所。

「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写し（いずれも竣工登録に限る。）のみ添付資料として有効

①(竣工登録時の工事カルテ)

②(竣工登録時の登録内容確認書)

工事カルテを提出する際は、「竣工登録工事カルテ受領書」の写しの添付もお願いします。

提供元：一般財団法人 日本建設情報総合センター (JACIC)

- ③配置予定技術者の資格の申請にあたり、資格を確認できる資料として資格者証の写しの提出があったが、資格の更新期限が過ぎており、入札公告日前日時点での資格の保有が確認できなかつた場合、その該当箇所。(競争参加資格条件に該当する場合、当該配置技術者の申請は無効と取扱う。)

氏名 ○○	生年月日
○○資格者証	
交付番号	
<u>平成25年5月30日</u> まで有効	

有効期限切れ  
⇒ 「評価しない」

更新が必要な主な資格

- ・ 1級舗装施工管理技術者
- ・ のり面施工管理技術者
- ・ プレストレスコンクリート技士
- ・ グラウンドアンカー施工士

- ④労働福祉関連の状況（高年齢者の雇用確保）の評価項目で、就業規則等は「原本と相異なることを代表者名で証明すること(押印のこと)」を条件としているが、「原本と相異ありません」等の記載がない、代表者名で証明がない又は押印がない場合、その該当箇所。

・・・について、原本と相異ありません。
代表者
○○ ○○

「原本と相異ありません」等の記載がない  
⇒ 「評価しない」

押印なし  
⇒ 「評価しない」

- ⑤施工上の留意点について、入札説明書で「提案の根拠となる箇所をアンダーライン等で明示すること。この処理をせずにカタログ等を添付する等、不明確と判断した場合は添付資料として取り扱わない。」ことを明記してあるにもかかわらず、アンダーライン等で明示がない添付資料。






(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる

① 下記「軽微なものの判断基準」に該当する場合を除き、その該当箇所。

● 評価しない場合の事例

・「軽微なものの判断基準」に該当しない事例全て

【誤りの多い事例】

- (例1) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事  
 コリンズ：平成25年度 △△事業 道路改良工事 } →事業が違う 
- (例2) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事  
 コリンズ：平成26年度 〇〇事業 道路改良工事 } →年度が違う 
- (例3) 技術資料：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事  
 コリンズ：平成25年度 〇〇事業 道路改良工事 第2期 } →記述漏れ  
 又は別事業 
- (例4) 技術資料：請負金額 60,000,000円  
 コリンズ：請負金額 6,000,000円 } →金額が違う 
- (例5) 技術資料の記載内容が添付資料から確認できない  
 技術資料：資格の取得年月日 平成 5年2月15日  
 資格者証：資格の取得年月日 平成15年2月15日 } →日付が違う 
- (例6) 技術資料に記載すべき事項と異なる内容を転記

<実際の契約>

契約業務名：◎◎維持管理業務  
 発注機関名：松江市土整備事務所  
 元請企業名：〇〇建設  
 下請企業名：△△工務店

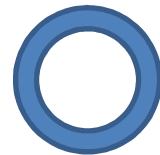
<△△工務店が提出した技術資料>

発注機関欄：〇〇建設  
 (記載の誤り)



<正しく記載した技術資料>

発注機関欄：松江市土整備事務所  
 (正しい)



●**軽微なものの判断基準(評価対象とする)**

- ・文字変換の誤りによるもので、技術審査に影響がないもの

(例) ○海岸侵食 → ×海岸浸食  
○管工事 → ×官工事



- ・契約書やコリンズの「登録内容確認書」の発注機関名や施工場所などを略称又は一部を省略して技術資料に記載したもの (**工事名や契約業務名は不可**)

(例1) 発注機関名を略称で記載

技術資料：松江県土  
コリンズ：島根県松江県土整備事務所



(例2) 施工場所の名称を一部省略 (技術審査に影響がない範囲)

技術資料：松江市  
コリンズ：島根県松江市○○町地内



- ・文字と文字の間にスペースがあるものとないものの違い

- ・旧字体と新字体の違い

- ・漢字と平仮名の違い

(例) ほ場整備 ⇔ 圃場整備



- ・軽微な転記の誤りで技術審査に影響がないもの

(例1) コリンズ登録番号の記載の誤り

技術資料：○○○○○○○○○ 1  
コリンズ：○○○○○○○○○ 2



(例2) 契約工期 (終期) と実施完成日 (竣工日) の混同による転記の誤り。ただし、添付資料に記載の契約工期 (終期)、実施完成日 (竣工日) 以外の日付を転記した場合は軽微なものと判断しない。

資料の提出状況

資料名	契約工期 (終期)	実施完成日 (竣工日)
技術資料	H26. 11. 18 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26. 11. 30 (正しい)	-
工事成績評定 通知書	H26. 11. 30 (正しい)	H26.11.18 (正しい)

契約工期 (終期) の欄に実施完成日 (竣工日) を記載  
⇒ 「評価対象とする」  
(軽微な転記の誤り)



(例3) 契約工期（終期）より早く実施完成（竣工）した工事について、技術者従事期間（終期）欄に契約工期（終期）の日付を記載

従事期間（終期）の欄に契約工期（終期）の日付を記載

⇒ 「評価対象とする」（軽微な転記の誤り）

資料の提出状況

資料名	契約工期（終期）	技術者従事期間（終期）	実施完成日（竣工日）
技術資料	H26. 11. 30	H26.11.30 (転記の誤り)	-
コリンズ	H26. 11. 30	H26. 11. 18 (正しい)	-
工事成績評定 通知書	H26. 11. 30	-	H26.11.18 (正しい)

・申請者の解釈の誤りによるもので、技術審査に影響がないもの

(例1) 労働福祉関連の状況（高年齢者の雇用確保）の評価項目で、添付資料から評価基準を満たす措置が取られていることを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した措置と異なる内容を技術資料に記載

資料の提出状況

評価基準	技術資料	就業規則
定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている	「有」を記載 (誤り)	該当箇所明示 (解釈の誤り)
満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)
定年の定めがない	「無」を記載	-

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択

解釈の誤り ⇒ 「評価する」

(例2) 若手技術者・若手従業員の新規雇用（※）の評価項目で、添付資料から評価基準を満たすことを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した内容と異なる項目を技術資料に記載

資料の提出状況

評価基準	技術資料	学校・学科の卒業証明書
(a). 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること	「有」を記載 (誤り)	提出あり (評価基準以外の学校)
(b). 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること	「無」を記載	
(c). 上記(a)、(b)以外の若手従業員	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)

申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択

(c)で評価する

※若手従業員の新規雇用は、平成27年6月1日以降入札公告する工事から適用  
適用対象工事：標準型、施工体制確認型（2億円以上）

(例3) エクセル形式の電子ファイル(参考資料)の企業入力シート「3.押印済資料で提出する評価項目」の「押印済資料での提出」欄の選択の誤りによるもの

① 「押印済資料での提出」欄で「有」を選択・・・次項のとおり

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、  
本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても  
評価対象としません。

誤った提出方法  
⇒ 「評価対象とする」  
(軽微な解釈の誤り)



【正しい提出方法】 押印済資料の写しを PDF 形式で提出

【誤った提出方法】 押印済資料を提出せず、申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出 (提出資料で技術審査する)

【誤った提出方法】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

② 「押印済資料での提出」欄で「無」を選択

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

本技術資料により提出します

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても  
評価対象としません。

誤った提出方法  
⇒ 「評価対象とする」  
(軽微な解釈の誤り)



【正しい提出方法】 申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出

【誤った提出方法】 押印済資料の写しのみ PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

【誤った提出方法】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出 (押印済資料の写しで技術審査する)

③ 「押印済資料での提出」欄が未記入

技術資料を提出する場合は、「有」、「無」のどちらかを選択して下さい。

<技術資料の表示>

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい

※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても  
評価対象としません。

誤った提出方法  
⇒ 「評価対象とする」  
(軽微な解釈の誤り)



※押印済資料の発行の取り扱いについて・・・次項のとおり

「押印済資料での提出」欄の選択を誤って技術資料を提出した場合、申請内容に誤りがなければ、発注者が技術資料の「技術資料の提出方法」の欄に斜線等を追記した上で、押印済資料を発行します。

(例3) の①「押印済資料での提出」欄で「有」を選択

<企業入力シート>

**3.押印済資料で提出する評価項目**  
 発注者收受印欄に押印した技術資料の写し(以下「押印済資料」という。)で技術資料を提出する評価項目がある場合は、表のB列(赤枠)に「有」を、ない場合は「無」を選択してください。  
 「有」を選択した評価項目は、このファイルで技術資料を作成する必要はありません。押印済資料のみ提出してください。

<企業>	押印済資料での提出	様式名
	有	企業の工事成績評定点 (様式-3-1、様式-3-2)
	無	企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) (様式-5)
<地域貢献>	押印済資料での提出	様式名

<技術資料>

(様式-3-1)  
 評価項目(2)-①  
 企業の工事成績評定点  
 会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象工事	完成年度	平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡し完了した工事
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く金工種
	建設工事の種類	

工事成績評定点の平均  
 (小数第2位を四捨五入) 8 件 78.5 点

技術資料提出工事  
 提出事務所  
 有効範囲

技術資料の提出方法  
 別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します  
 ※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

「押印済資料での提出」欄で「有」を選択  
 ⇒押印済資料のみ提出

押印済資料とは、発注者收受印欄に押印した技術資料をいう  
 表彰の写し、資格者証の写しなど押印がある資料ではない

※押印済資料の発行の取り扱いについて

(様式-3-1)  
 評価項目(2)-①  
 企業の工事成績評定点  
 会社(企業体)名: 島根県土木部技術管理課

対象工事	完成年度	平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡し完了した工事
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く金工種
	建設工事の種類	

工事成績評定点の平均  
 (小数第2位を四捨五入) 8 件 78.5 点

技術資料提出工事名: 県道〇線 道路改良工事  
 提出事務所  
 有効範囲

技術資料の提出方法  
 別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します  
 ※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

申請内容に誤りなし  
 ⇒押印済資料発行  
 (既に発行している場合を除く)

発注者が斜線等を追記

(7) 技術資料の記載漏れ

① 技術資料で**必須記載欄に記載がない**場合、その該当箇所。

(エクセルファイルでは、必須記入欄は青色で指定している。)

工事内容		施工実績①		施工実績②		
工事名称等	工事名	A工事		B工事		
	(コリズ登録番号)	○○○○○○○○○1		○○○○○○○○○2		
	発注機関名	松江県土整備事務所		松江県土整備事務所		
	施工場所	松江市○町		松江市△△町		
	請負金額(最終・税込)	84,000,000 円		63,000,000 円		
	工期	{始}	平成 22 年 10 月 20 日	平成 22 年 22 月 1 日	平成 22 年 22 月 1 日	平成 22 年 22 月 1 日
		{終}	平成 23 年 3 月 25 日	平成 22 年 22 月 2 日	平成 22 年 22 月 2 日	平成 22 年 22 月 2 日
受注形態	単体		[ ]			
特別(特定)JVの場合、出資比率	%		%			
工事概要 (以下、工事数量等を求めた場合)	施工規模	H=6m		H=5m		
	形式	鋼管杭 φ600mm		鋼管杭 φ600mm		
工事成績評定点		77 点		80 点		

青色欄は「必須記載欄」

B 工事  
受注形態が未記入  
⇒B 工事の実績のみ  
「評価しない」



(8) 技術資料、添付資料の文字や数字が判読できない

① A4サイズで紙出力した際に文字や数字が小さい、潰れているなど、技術審査に必要な箇所が不鮮明で**判読できない**と発注者が判断した場合、その該当箇所。(技術資料で記入が必要な事項、実績等を確認する上で必要な情報が記載されている箇所等を対象範囲とする。)

● 技術審査に必要な箇所について

- ・ 評価基準に該当する箇所
- ・ 技術提案、施工上の留意点の提案根拠となる添付資料 (提案根拠となる箇所がアンダーライン等で明示されている範囲のみ対象とする)

● 判読できないと判断する可能性がある事例について

- ・ 文字や数字が小さいもの、潰れているものをそのままスキャナーしPDF形式に変換した資料
- ・ 解像度が低い設定でPDF形式に変換した資料
- ・ 複数ページを集約してA4サイズ1枚にした資料 (コリズ、契約書、就業規則等)
- ・ 虫眼鏡など使用しないと判読が困難な資料
- ・ 文字や数字が極端に濃い又は薄く、判読が困難な資料



#### 4. 発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合の具体事例

##### (1) 工事成績評定点に関する評価

発注者保有資料と企業提出書類の内容が一致しない場合は、入札公告の工事種別の条件や工事成績評定通知書等の発注者保有資料を照査し正しいものにより評価する。

(例1) 工事成績評定点が一致しない

発注者保有資料 (平均点75点) A工事 70点 (誤り) B工事 75点 C工事 80点	企業提出書類 (平均点76点) A工事 73点 (正しい) B工事 75点 C工事 80点
---	---

評価は、3件、平均点76.0点で行う。

※この場合、企業提出書類が正しいことから企業提出書類で評価

(例2) 工事件数が一致しない

発注者保有資料 (平均点75点) A工事 70点 (正しい) B工事 75点 C工事 80点	企業提出書類 (平均点77.5点) A工事 申請なし (誤り) B工事 75点 C工事 80点
--	---

評価は、3件、平均点75.0点で行う。

※この場合、発注者保有資料が正しいことから発注者保有資料で評価

##### (2) 工事成績評定点以外の評価

###### ① 過小申請と判断

(例1)

実際の表彰実績 ○○工事 局長表彰 ○△工事 県所長表彰	企業提出書類 (過小申請) ○△工事 県所長表彰
------------------------------------	-----------------------------

企業提出書類 (過小申請) により評価する。

###### ② 企業提出書類に誤りがあると判断

(例2)

実際の表彰実績 ○○工事 局長表彰 (平成26年度表彰)	企業提出書類 (誤り) ○○工事 局長表彰 (平成25年度表彰)
------------------------------------	--

実際の表彰実績に対し企業提出書類に誤りがあるため、当該申請箇所は評価しない。

###### ③ 発注者保有資料に誤りがあると判断

(例3)

発注者保有資料 (誤り) ○△工事 県所長表彰	企業提出書類 (実際の表彰実績) ○○工事 局長表彰 ○△工事 県所長表彰
----------------------------	---

発注者保有資料を修正の上、企業提出書類により評価する。

## 5. 追加資料の提出を求める場合の具体事例

### (1) 提出書類では適正に審査ができないと判断(特例)

① コリンズで島根県以外の機関の発注工事実績が確認された場合（工事成績評定点）

(例1)

評価基準 完成年度：平成24年度及び平成25年度に完成及び引き渡しが完了した工事 発注機関：島根県（総務部、農林水産部、土木部）及び中国地方整備局 工事種別：一般建築工事、管工事、冷暖房衛生設備工事を除く全工種
--

<申請状況>

申請資料（平均点75点） A工事 70点（県工事） B工事 75点（県工事） C工事 80点（県工事）
--

コリンズ D工事 （中国地方整備局）
--------------------------

D工事が工事成績評定対象 工事が判断できない
---------------------------

追加資料の提出（提出期限は、提出を求めた日から起算して2日以内（休日を含まない））

<技術審査の方法>

D工事が工事成績評定対象工事の場合 申請資料（平均点76点） A工事 70点（県工事） B工事 75点（県工事） C工事 80点（県工事） D工事 79点（中国地方整備局）
---

D工事が工事成績評定対象工事でない場合 申請資料（平均点75点） A工事 70点（県工事） B工事 75点（県工事） C工事 80点（県工事）
---

追加資料が未提出の場合 適正に審査できない ⇒「評価しない」
--------------------------------------

② 入札公告時点で発注者が想定していない事例が発生し、統一事項6.（2）に該当（個別に判断）する事例のうち、追加資料の提出を求めないと適正に審査ができないと判断した場合。ただし、企業提出書類は、入札説明書又は技術資料で発注者求めた条件を満たしている場合に限る。

#### 【建築関連工事】

③ 企業の同種工事の施工実績や配置予定技術者の同種工事の施工経験において、請負金額による実績を求めた工事で、次に該当する場合。

入札説明書において、「1 契約で〇〇円以上で完成及び引き渡しが完了した建築物に係る建築一式工事（改修工事を除く。）」や「1 契約で△△円以上で完成及び引き渡しが完了した建築物に係る電気設備工事（建築物の既存部分に係る設備の改修及び新設工事を除く。）」など、面積などの工事規模ではなく、請負金額により同種工事の施工実績や施工経験を求める工事において、同種工事以外の工種が含まれる工事（※）を施工実績や施工経験として提出する場合は、同種工事部分の工事費を示した「工事種別毎の工事費一覧」や

「工事内訳書」などの資料の添付が必要となる。

この際、添付された資料の工事種別の分けの方法やそれぞれの工事費の妥当性等に疑義がある場合。

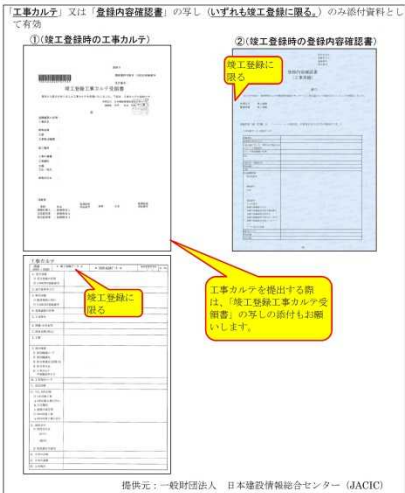
(※) 同種工事以外の工種が含まれる工事の例




- ①新築工事に既存建物の解体工事が含まれている工事
- ②増築工事に既存部分の改修工事が含まれている工事

【附則】

1. この取扱いは、平成27年1月1日以降入札公告する工事から適用する。
2. この取扱いは、平成27年4月1日以降入札公告する工事から適用する。



総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項（具体事例） 新旧対照表

項目名・対象箇所	改正後	改正前
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例                      (2) 添付資料の提出がないの例文</p>	<p>コリンズの登録内容確認書（竣工登録）<u>の写し</u>＋工事成績評価通知書の写し</p>	<p>コリンズの登録内容確認書（竣工登録）＋工事成績評価通知書の写し</p>
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例                      (5) 添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる                      ①の事例の記載文</p>	<p>企業の同種工事の施工実績<u>の申請にあたり、確認資料としてコリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写し</u>の添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、当初の「工事カルテ」又は「登録内容確認書」<u>の写し</u>が添付されていた場合、その該当箇所。</p>	<p>企業の同種工事の施工実績でコリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、当初の「工事カルテ」又は「登録内容確認書」が添付されていた場合、その該当箇所。</p>
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例                      (5) 添付資料が入札説明書又は技術資料で発注者が求めた条件と異なる                      ②の事例を追加</p>	<p><u>企業の同種工事の施工実績の申請にあたり、確認資料としてコリンズの①「工事カルテ」又は②「登録内容確認書」の写しの添付（いずれも竣工登録に限る。）が必要であるが、コリンズ・テクリスのシステムにおける工事成績データ確認表示画面を印刷したものなど発注者が指定した上記①、②以外の資料が添付されていた場合、その該当箇所。</u></p> 	<p>記載なし</p>

項目名	※上記事例追加に伴い、②から④までの番号を繰り下げ 改正後	改正前
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例  (6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる  ●評価しない場合の事例を追加</p>	<p>・「<u>軽微なものの判断基準</u>」に該当しない事例全て」  【誤りの多い事例】  (例1)～(例4)省略  (例5) <u>技術資料の記載内容が添付資料から確認できない</u></p> <p>技術資料：資格の取得年月日 平成 5年2月15日  資格者証：資格の取得年月日 平成15年2月15日 } →日付が違う</p> <p>(例6) <u>技術資料に記載すべき事項と異なる内容を転記</u></p> <p>&lt;実際の契約&gt;  契約業務名：◎◎維持管理業務  発注機関名：松江県土整備事務所  元請企業名：○○建設  下請企業名：△△工務店</p> <p>&lt;△△工務店が提出した技術資料&gt;  発注機関欄：○○建設  (記載の誤り)</p> <p>&lt;正しく記載した技術資料&gt;  発注機関欄：松江県土整備事務所  (正しい)</p> <p> </p>	<p>記載なし</p>
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例  (6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる  ●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の削除</p>	<p><u>全文削除</u></p>	<p>・具体事例に記載がない又は類似しない事例のうち、軽微なもので技術審査に影響がないもの</p>
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例  (6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる  ●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p>・<u>軽微な転記の誤りで技術審査に影響がないもの</u>  (例1) <u>コリンズ登録番号の記載の誤り</u>  <u>技術資料：○○○○○○○○○○ 1</u>  <u>コリンズ：○○○○○○○○○○ 2</u></p> <p></p>	<p>記載なし</p>

項目名	改正後	改正前																
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例</p> <p>(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p><u>(例2) 契約工期（終期）と実施完成日（竣工日）の混同による転記の誤り。ただし、添付資料に記載の契約工期（終期）、実施完了日（竣工日）以外の日付を転記したものは軽微なものと判断しない。</u></p> <p>資料の提出状況</p> <table border="1" data-bbox="600 371 1030 560"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>契約工期（終期）</th> <th>実施完成日（竣工日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術資料</td> <td>H26.11.18 (転記の誤り)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>コリンズ</td> <td>H26.11.30 (正しい)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事成績評定通知書</td> <td>H26.11.30 (正しい)</td> <td>H26.11.18 (正しい)</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約工期（終期）の欄に実施完成日（竣工日）を記載 ⇒ 「評価対象とする」（軽微な転記の誤り）</p>	資料名	契約工期（終期）	実施完成日（竣工日）	技術資料	H26.11.18 (転記の誤り)	-	コリンズ	H26.11.30 (正しい)	-	工事成績評定通知書	H26.11.30 (正しい)	H26.11.18 (正しい)	<p>記載なし</p>				
資料名	契約工期（終期）	実施完成日（竣工日）																
技術資料	H26.11.18 (転記の誤り)	-																
コリンズ	H26.11.30 (正しい)	-																
工事成績評定通知書	H26.11.30 (正しい)	H26.11.18 (正しい)																
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例</p> <p>(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p><u>(例3) 契約工期（終期）より早く実施完成（竣工）した工事について、技術者従事期間（終期）欄に契約工期（終期）の日付を記載</u></p> <p>資料の提出状況</p> <table border="1" data-bbox="613 767 1111 927"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>契約工期（終期）</th> <th>技術者従事期間（終期）</th> <th>実施完成日（竣工日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術資料</td> <td>H26.11.30</td> <td>H26.11.30 (転記の誤り)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>コリンズ</td> <td>H26.11.30</td> <td>H26.11.18 (正しい)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>工事成績評定通知書</td> <td>H26.11.30</td> <td>-</td> <td>H26.11.18 (正しい)</td> </tr> </tbody> </table> <p>従事期間（終期）の欄に契約工期（終期）の日付を記載 ⇒ 「評価対象とする」（軽微な転記の誤り）</p>	資料名	契約工期（終期）	技術者従事期間（終期）	実施完成日（竣工日）	技術資料	H26.11.30	H26.11.30 (転記の誤り)	-	コリンズ	H26.11.30	H26.11.18 (正しい)	-	工事成績評定通知書	H26.11.30	-	H26.11.18 (正しい)	<p>記載なし</p>
資料名	契約工期（終期）	技術者従事期間（終期）	実施完成日（竣工日）															
技術資料	H26.11.30	H26.11.30 (転記の誤り)	-															
コリンズ	H26.11.30	H26.11.18 (正しい)	-															
工事成績評定通知書	H26.11.30	-	H26.11.18 (正しい)															
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例</p> <p>(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p><u>・申請者の解釈の誤りによるもので、技術審査に影響がないもの</u></p> <p><u>(例1) 労働福祉関連の状況（高年齢者の雇用確保）の評価項目で、添付資料から評価基準を満たす措置が取られていることを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した措置と異なる内容を技術資料に記載</u></p> <p>資料の提出状況</p> <table border="1" data-bbox="613 1233 1133 1401"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>技術資料</th> <th>就業規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている</td> <td>「有」を記載 (誤り)</td> <td>該当箇所明示 (解釈の誤り)</td> </tr> <tr> <td>満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある</td> <td>「無」を記載 (「有」が正しい)</td> <td>(正しい解釈)</td> </tr> <tr> <td>定年の定めがない</td> <td>「無」を記載</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択</p> <p>解釈の誤り ⇒ 「評価する」</p>	評価基準	技術資料	就業規則	定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている	「有」を記載 (誤り)	該当箇所明示 (解釈の誤り)	満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)	定年の定めがない	「無」を記載	-	<p>記載なし</p>				
評価基準	技術資料	就業規則																
定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている	「有」を記載 (誤り)	該当箇所明示 (解釈の誤り)																
満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある	「無」を記載 (「有」が正しい)	(正しい解釈)																
定年の定めがない	「無」を記載	-																

項目名	改正後	改正前												
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例</p> <p>(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p><u>(例2) 若手技術者・若手従業員の新規雇用(※)の評価項目で、添付資料から評価基準を満たすことを確認できるが、申請者の解釈の誤りにより発注者が確認した内容と異なる項目を技術資料に記載</u></p> <p>資料の提出状況</p> <table border="1" data-bbox="622 371 1171 616"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>技術資料</th> <th>学校・学科の卒業証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a). 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること</td> <td>「有」を記載(誤り)</td> <td>提出あり(評価基準以外の学校)</td> </tr> <tr> <td>(b). 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること</td> <td>「無」を記載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(c). 上記(a)、(b)以外の若手従業員</td> <td>「無」を記載(「有」が正しい)</td> <td>(正しい解釈)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※若手従業員の新規雇用は、平成27年6月1日以降入札公告する工事から適用 適用対象工事：標準型、施工体制確認型（2億円以上）</p> <p>申請者の解釈の誤りにより別の評価基準を選択</p> <p>(c)で評価する</p>	評価基準	技術資料	学校・学科の卒業証明書	(a). 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること	「有」を記載(誤り)	提出あり(評価基準以外の学校)	(b). 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること	「無」を記載		(c). 上記(a)、(b)以外の若手従業員	「無」を記載(「有」が正しい)	(正しい解釈)	<p>記載なし</p>
評価基準	技術資料	学校・学科の卒業証明書												
(a). 当該工事種別に該当する学校の建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業していること	「有」を記載(誤り)	提出あり(評価基準以外の学校)												
(b). 当該工事種別に該当する建設業法第7条第2項ハに示す資格を有すること	「無」を記載													
(c). 上記(a)、(b)以外の若手従業員	「無」を記載(「有」が正しい)	(正しい解釈)												
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例</p> <p>(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p><u>(例3) エクセル形式の電子ファイル(参考資料)の企業入力シート「3. 押印済資料で提出する評価項目」の「押印済資料での提出」欄の選択の誤りによるもの</u></p> <p><u>①「押印済資料での提出」欄で「有」を選択・・・次項のとおり</u></p> <p>&lt;技術資料の表示&gt;</p> <div data-bbox="593 965 1010 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術資料の提出方法</p> <p>別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します</p> <p>※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。</p> </div> <p>誤った提出方法 ⇒ 「評価対象とする」(軽微な解釈の誤り)</p> <p><u>【正しい提出方法】 押印済資料の写しを PDF 形式で提出</u></p> <p><u>【誤った提出方法】 押印済資料を提出せず、申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出(提出資料で技術審査する)</u></p> <p><u>【誤った提出方法】 押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出(押印済資料の写しで技術審査する)</u></p>	<p>記載なし</p>												

項目名	改正後	改正前
<p>3. 評価対象外とする事項の具体事例</p> <p>(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる</p> <p>●軽微なものの判断基準（評価対象とする）の事例の追加</p>	<p>②「押印済資料での提出」欄で「無」を選択</p> <p>&lt;技術資料の表示&gt;</p> <div data-bbox="584 252 1317 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術資料の提出方法</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>本技術資料により提出します</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>誤った提出方法 ⇒ 「評価対象とする」 (軽微な解釈の誤り)</p>  </div> <p><small>※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。</small></p> </div> <p><u>【正しい提出方法】申請内容を記載した技術資料と添付資料を PDF 形式で提出</u></p> <p><u>【誤った提出方法】押印済資料の写しのみ PDF 形式で提出（押印済資料の写しで技術審査する）</u></p> <p><u>【誤った提出方法】押印済資料の写しと申請内容を記載した技術資料、添付資料両方を PDF 形式で提出（押印済資料の写しで技術審査する）</u></p> <p>③「押印済資料での提出」欄が未記入</p> <p><u>技術資料を提出する場合は、「有」、「無」のどちらかを選択して下さい。</u></p> <p>&lt;技術資料の表示&gt;</p> <div data-bbox="584 890 1317 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術資料の提出方法</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択して下さい</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>誤った提出方法 ⇒ 「評価対象とする」 (軽微な解釈の誤り)</p>  </div> <p><small>※ 押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。</small></p> </div> <p><u>※押印済資料の発行の取り扱いについて・・・次項のとおり</u></p> <p><u>「押印済資料での提出」欄の選択を誤って技術資料を提出した場合、申請内容に誤りがなければ、発注者が技術資料の「技術資料の提出方法」の欄に斜線等を追記した上で、押印済資料を発行します。</u></p>	<p>記載なし</p>



項目名

3. 評価対象外とする事項の具体事例  
(6) 技術資料と添付資料の記載内容が異なる  
● 軽微なものの判断基準 (評価対象とする) の事例の追加

改正後

(例3)の①「押印済資料での提出」欄で「有」を選択

<企業入力シート>

3. 押印済資料で提出する評価項目  
発注者受取印欄に押印した技術資料の取扱い(以下「押印済資料」といふ。)で技術資料を提出する評価項目がある場合は、表の各列(青枠)に「有」を、ない場合は「有」を選択して下さい。

「有」を選択した評価項目は、このファイルで技術資料を作成する必要はありません。押印済資料のみ提出して下さい。

押印済資料での提出	種別名	※1から「有」,「無」どちらかを選択して下さい
企業内の工事成績評定点	種式-3-1 種式-3-2	
企業内の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)	種式-5	
技術資料での提出	種式名	※1から「有」,「無」どちらかを選択して下さい

<技術資料>

種式-1  
評価項目①-①  
企業内の工事成績評定点  
発注(企業)名: 株式会社 建設土木技術管理課

対象工事  
年度年度: 平成24年度  
発注場所: 静岡県 浜松市  
工事種別: 一般建築工事  
建設工事の種別: 一般建築工事

工事成績評定点の平均  
【企業成績の記入方法】

① 対象工事の工事成績評定点一覧表を別紙に添付すること。  
② 工事種別については、発注者受取印欄に「建設土木工事(建築)」等において欄別すること。  
③ 年度別の得意工事種別の件数を記入し、工事成績評定点の平均値(件数)及び「平均点」を算出する。  
④ 一般建築以外の場合は、一般建築以外の工事種別を記入すること。  
⑤ 上記事項以外、入力欄に赤字の記入は必ず欄別すること。

技術資料提出工事  
種 別 名  
種 式 名

「押印済資料での提出」欄で「有」を選択した場合の表示

押印済資料とは、発注者受取印欄に押印した技術資料をいう  
表彰の写し、資格者証の写しなど押印がある資料ではない

技術資料の提出方法  
別添「押印済資料」により提出しますので、本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合は、本書に記載のあるまま評価対象とできません。

収受

「押印済資料での提出」欄で「有」を選択  
⇒ 押印済資料のみ提出

押印済資料とは、発注者受取印欄に押印した技術資料をいう  
表彰の写し、資格者証の写しなど押印がある資料ではない

※押印済資料の発行の取り扱いについて

種式-1  
評価項目①-①  
企業内の工事成績評定点  
発注(企業)名: 株式会社 建設土木技術管理課

対象工事  
年度年度: 平成24年度  
発注場所: 静岡県 浜松市  
工事種別: 一般建築工事  
建設工事の種別: 一般建築工事

工事成績評定点の平均  
【企業成績の記入方法】

① 対象工事の工事成績評定点一覧表を別紙に添付すること。  
② 工事種別については、発注者受取印欄に「建設土木工事(建築)」等において欄別すること。  
③ 年度別の得意工事種別の件数を記入し、工事成績評定点の平均値(件数)及び「平均点」を算出する。  
④ 一般建築以外の場合は、一般建築以外の工事種別を記入すること。  
⑤ 上記事項以外、入力欄に赤字の記入は必ず欄別すること。

技術資料提出工事  
種 別 名  
種 式 名

発注者が斜線等を追記

技術資料の提出方法  
別添「押印済資料」により提出しますので、本書への記載は省略します

※ 押印済資料で提出する場合は、本書に記載のあるまま評価対象とできません。

収受

申請内容に誤りなし  
⇒ 押印済資料発行 (既に発行している場合を除く)

改正前

記載なし